

産業廃棄物保管施設届出書及び添付書類一覧

整理番号	産業廃棄物保管施設届出書、添付書類	書類確認欄
新規	産業廃棄物保管施設届出書	
変更	産業廃棄物保管施設変更届出書	
廃止	産業廃棄物保管施設廃止届出書	
1	保管を行う事業場の平面図	
2	当該事業場の付近見取図	
3	保管場所(当該保管に係る構造物を含む。)の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図	
4	保管を行う事業場において処分を行う場合にあつては、当該処分に係る実施計画書並びに当該処分のための施設の構造を明らかにする平面図、立面図、断面図及び構造図(※) ※焼却を行う場合は、焼却設備の構造や焼却の方法が産業廃棄物処理基準に適合するものであることが確認できる資料を添付すること。	
5	保管を行う事業場における産業廃棄物の保管量に係る設計計算書	
6	保管する産業廃棄物の荷重が直接かかる部分のある場合にあつては、構造耐力上安全であることを示す構造計算書	
7	届出者が保管場所及び施設の所有権(届出者が所有権を有しない場合は、使用する権限)を有することを証する書類 (1)所有権を有している場合は、土地の登記簿謄本 (2)借地の場合は、上記(1)の書類及び当該土地の貸借契約書又は使用承諾書(※) ※借地の目的として「産業廃棄物の保管の用に供する」ことを明示したもの(目的として単に「資材置き場」では不可)	
8	保管に係る産業廃棄物の処理の全部又は一部を他人に委託する場合にあつては、当該委託の契約に係る書類の写し	
9	帳簿の備付け場所を明らかにした図面	

※提出部数 正副各1部

※法に基づく届出に併せて条例の届出を行う場合は、法の届出に添付した書類及び図面を条例の届出に添付する必要はありません。

※変更届の場合は、変更内容に上表の整理番号1から9の添付書類又はそれ以外の書類が関係する場合は、関係する書類を添付してください。

※廃止届の場合は、保管場所に産業廃棄物が残っていないことを証明するため、保管場所の写真を添付してください。

※上記の届出書及び添付書類の提出に加え、法及び条例で定められた内容を表示した掲示板を、それぞれ設置する必要があります。

問合せ先
吹田市環境部 環境保全指導課
産業廃棄物指導グループ

電話 06-6384-1799(直通)
FAX 06-6368-7350